

## つくば市森林バンク制度実施要項

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要項は、本市の区域内に森林を所有する者と森林を利用したい者とを結びつけ、森林を交流、環境教育、保全活動その他の活動の場として活用することにより、持続可能な森林の維持管理及び森林資源の循環を促し、地域の森林保全及び持続可能な森林利用の推進に資することを目的とした森林バンク制度（以下「本制度」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (公共的効果)

第2条 市長は、本制度を通じて森林の適切な維持管理及び利活用を促進することにより、次に掲げる効果が得られるよう努めるものとする。

- (1) 森林の適切な保全及び荒廃森林の防止
- (2) 生物多様性の保全
- (3) 土砂災害の防止その他森林の多面的機能の維持
- (4) 市民の森林に対する理解の促進及び環境教育の推進
- (5) 地域資源としての森林の活用による地域活性化

#### (定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 本市の区域内における森林法（昭和26年法律第249号）第2条に規定する森林をいう。
- (2) 森林バンク制度 森林の貸出し等を希望する所有者からの申込みを受けて台帳に登録した当該森林に関する情報を、森林の利用を希望する者に紹介することにより、森林の活用を促進する制度をいう。
- (3) 所有者 森林に係る所有権その他の権利により、当該森林の貸出し等を行うことができる者をいう。

(4) 利用者 森林の所有者と使用貸借契約又は賃貸借契約を締結し、当該森林の維持管理又は森林資源の活用等を行う者をいう。

(5) サポーター 刈払機取扱作業安全衛生講習等の特別教育を修了し、所有者又は利用者の要望を受けて下草刈り等を行う者をいう。

(6) 森林バンク台帳 本制度において利活用可能な森林の情報を管理する台帳をいう。

(7) 森林バンク利用者台帳 森林バンク台帳に登録された森林の利用を希望する者の情報を管理する台帳をいう。

(8) 森林バンクサポーター台帳 森林バンクサポーターとして登録された者の情報を管理する台帳をいう。

## 第2章 森林バンク台帳

(森林バンク台帳への登録)

第4条 森林バンク台帳に森林を登録しようとする所有者は、つくば市森林バンク登録申込書(様式第1号)及びつくば市森林バンク登録に係る誓約書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、その内容を確認し適当と認めるときは、森林バンク台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録したときは、つくば市森林バンク登録完了通知書(様式第3号)により当該申込者に通知する。

4 登録期間は、登録した年度から起算して5年後の年度末までとする。

5 市長は、本制度に登録されていない森林であっても、登録が適当と認められるものがあるときは、その所有者に対して登録を勧めることができる。

(森林の境界の明確化)

第5条 森林バンク台帳に森林を登録した所有者は、当該森林の活用範囲を明確にするため、隣接地の地権者との境界確認及び合意形成に努めるものとする。

(森林バンク台帳の登録事項の変更の届出)

第6条 第4条第3項の通知を受けた者（以下「森林バンク登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、つくば市森林バンク登録変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(森林バンク台帳への再登録)

第7条 市長は、第4条第4項に規定する登録期間の満了日の1月前までに、つくば市森林バンク再登録確認書（様式第5号）により再登録の希望の有無を確認する。

2 再登録を希望する者は、様式第1号及び様式第2号を市長に提出する。

3 再登録の登録期間は第4条第4項と同様とする。

4 前3項は、以後の再登録について準用する。

(森林バンク台帳の登録取消しの届出)

第8条 森林バンク登録者が登録を取り消したいときは、つくば市森林バンク登録取消届出書（様式第6号）を市長に提出する。

(森林バンク台帳の登録取消し)

第9条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、つくば市森林バンク登録取消通知書（様式第7号）により登録を取り消すことができる。

(1) 前条の届出があったとき。

(2) 登録期間満了後、再登録の申請がないとき。

(3) 登録内容に虚偽があったとき。

(4) その他制度運用上不相当と認めるとき。

(情報提供)

第10条 市長は、森林バンク台帳に登録された森林のうち次に掲げる情報を、市ホームページ及び担当部署窓口において公開することができる。

(1) 登録番号

(2) 所在地

(3) 面積

- (4) 整備状況
  - (5) 位置図
  - (6) 利用条件
  - (7) 現況写真
  - (8) 主要施設への距離
  - (9) 特記事項
- (森林整備支援)

第 11 条 市長は、森林バンク台帳に登録された森林について、必要に応じて森林整備に関する助言又は情報提供を行うことができる。

2 市民活動、環境教育その他公共性の高い活動が行われる場合には、当該活動を支援することができる。

### 第 3 章 森林バンク利用者

(森林バンク利用者登録の申込み等)

第 12 条 森林バンク台帳に登録された森林の利用を希望する者は、つくば市森林バンク利用者登録申込書（様式第 8 号）及びつくば市森林バンク登録森林の利用に係る誓約書（様式第 9 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みをした者が次の各号のいずれかに該当し、森林の利用者として登録することが適当であると認めるときは、森林バンク利用者台帳に登録するものとする。

(1) 本制度の趣旨を理解し、森林を借り受けている期間中、当該森林の維持管理に努めることができる者

(2) その他市長が適当であると認める者

3 市長は、前項の規定により登録したときは、つくば市森林バンク利用者登録完了通知書（様式第 10 号）により当該申込者に通知する。

4 森林バンク利用者台帳への登録期間は、登録した年度から起算して 5 年後の年度

末までとする。

(森林バンク利用者台帳の登録事項の変更の届出)

第13条 前条第3項の規定による通知を受けた者(以下「森林バンク利用者」という。)は、登録事項に変更があったときは、つくば市森林バンク利用者登録変更届出書(様式第11号)を市長に提出するものとする。

(森林バンク利用者台帳への再登録)

第14条 市長は、第12条第4項に規定する登録期間の満了する日の1月前までに、つくば市森林バンク利用者再登録確認書(様式第12号)により森林バンク利用者に対し再登録の希望の有無を確認するものとする。

2 再登録を希望する者は、様式第8号及び様式第9号を市長に提出する。

3 再登録の登録期間は第12条第4項と同様とする。

4 前3項は、以後の再登録について準用する。

(森林バンク利用者台帳の登録取消しの届出)

第15条 森林バンク利用者台帳の登録を取り消そうとする森林バンク利用者は、つくば市森林バンク利用者登録取消届出書(様式第13号)を市長に提出するものとする。

(森林バンク利用者台帳の登録取消し)

第16条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、つくば市森林バンク利用者登録取消通知書(様式第14号)により森林バンク利用者台帳の登録を取り消すことができる。

(1) 前条の届出があったとき。

(2) 森林バンク利用者が、第12条第2項に規定する登録要件を満たさなくなったとき。

(3) 第12条第4項に規定する登録期間を満了し、第12条第1項に規定する申込書及び誓約書の提出がないとき。

(4) その他市長が登録の取消しが適当であると認めるとき。

(交渉の申込み)

第 17 条 森林利用の交渉を申し込みたい森林バンク利用者は、つくば市森林バンク登録森林の利用に係る交渉申込書（様式第 15 号）に希望する森林の登録番号その他必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

2 森林利用の交渉権は、申込受付順を優先するものとする。

（森林バンク登録者と森林バンク利用者の交渉等）

第 18 条 市長は、森林の紹介及び交渉機会の提供を行うものであり、使用貸借の契約等の締結その他の法律行為には直接関与しない。

2 森林利用に係る交渉及び使用貸借の契約等に関する一切のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

3 森林バンク利用者は、契約等の締結後、契約書等の写しを市長に提出するものとする。

#### 第 4 章 森林バンクサポーター

（森林バンクサポーター登録の申込み等）

第 19 条 森林バンク台帳に登録された森林の所有者又は利用者からの要望を受けて下草刈りを実施することができる意欲及び能力を有する者は、つくば市森林バンクサポーター登録申込書（様式第 16 号）及びつくば市森林バンクサポートに係る誓約書（様式第 17 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込みをした者が次のいずれかに該当し、森林バンクサポーターとして登録することが適当であると認めるときは、森林バンクサポーター台帳に登録するものとする。

（1）刈払機取扱作業安全衛生講習等の特別教育を修了した者又は修了した者が所属する団体等。

（2）その他市長が適当であると認める者。

3 市長は、登録したときは、つくば市森林バンクサポーター登録完了通知書（様式第 18 号）により通知する。

4 登録期間は、登録した年度から起算して5年後の年度末までとする。

(森林バンクサポーター台帳の登録事項の変更の届出)

第20条 登録事項に変更があったときは、つくば市森林バンクサポーター登録事項変更届出書(様式第19号)を市長に提出するものとする。

(森林バンクサポーター台帳への再登録)

第21条 市長は、登録期間満了の1月前までに、つくば市森林バンクサポーター再登録確認書(様式第20号)により再登録の希望の有無を確認する。

2 再登録を希望する者は、様式第16号及び様式第17号を市長に提出する。

3 再登録の登録期間は第19条第4項と同様とする。

4 前3項は、以後の再登録について準用する。

(森林バンクサポーター台帳の登録取消しの届出)

第22条 登録を取り消そうとする場合は、つくば市森林バンクサポーター登録取消届出書(様式第21号)を市長に提出するものとする。

(森林バンクサポーター台帳の登録取消し)

第23条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、つくば市森林バンクサポーター登録取消通知書(様式第22号)により森林バンクサポーター台帳の登録を取り消すことができる。

(1) 前条の届出があったとき。

(2) 森林バンクサポーターが、第19条第2項に規定する登録要件を満たさなくなったとき。

(3) その他市長が登録の取消しが適当であると認めるとき。

(サポーターの活動)

第24条 森林バンクサポーターは、森林バンク登録者又は森林バンク利用者の同意を得た上で、森林バンク登録森林の維持管理を補助する活動として、下草刈りその他軽易な森林管理作業を行うことができる。

## 第5章 制度の運用及び管理

### (活動状況の報告)

第25条 森林バンク利用者及び森林バンクサポーターは、登録森林において森林整備、環境教育その他の活動を行った場合は、市長の求めに応じ、その活動状況について報告するものとする。

2 市長は、本制度の運用状況を把握し、必要に応じて制度の改善に活用するものとする。

### (個人情報の取扱い)

第26条 本制度における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び関係法令の規定に基づき適切に管理するものとする。

### (安全管理)

第27条 森林バンク利用者及び森林バンクサポーターは、森林の利用又は作業を行う場合には、安全管理に十分配慮しなければならない。

### (リスク負担及び免責)

第28条 森林の利用に伴い発生する事故、損害、紛争その他のリスクについては、森林バンク登録者、森林バンク利用者及び森林バンクサポーターその他関係する当事者の責任において処理するものとする。

2 市は、森林に関する情報提供及び交渉機会の提供を行うものであり、森林の安全性、境界、地形、立木の状態その他の事項について保証するものではない。

3 森林は自然環境であり、倒木、落枝、滑落、動植物による被害その他の危険を伴う可能性があることを、森林バンク利用者又は森林バンクサポーターはあらかじめ理解した上で、森林で活動するものとする。

4 森林利用に伴う事故、損害又は紛争について、市の故意又は重大な過失による場合を除き、市はその責任を負わないものとする。

### (暴力団の排除)

第29条 市長は、森林バンク登録者、森林バンク利用者又は森林バンクサポーターが

次の各号のいずれかに該当するときは、本制度の登録を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
  - (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が本制度の利用者として適当でないと認める者
- 2 市長は、登録後に前項各号のいずれかに該当することが判明したときは、登録を取り消すことができる。

#### 附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。